

# 奈良市公報

第 2 8 7 号

平成24年12月1日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

## 目次

### 告 示

- 奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する告示…………… 1
- 一般競争入札の実施（7件）…………… 2
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 5
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 6
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定…………… 6
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定の更新…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 予防接種の実施…………… 7
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 住居番号の設定…………… 9
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 9
- 一般競争入札の実施…………… 9
- 奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示…………… 10
- 奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）等の案の縦覧…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 11
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 11
- 放置自転車等の保管…………… 11
- 奈良市北登美ヶ丘土地区画整理事業の事業計画の変更の認可…………… 11
- 平成24年度被表彰者の氏名等…………… 12
- 差押調書の公示送達…………… 13
- 障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 14
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 14
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出…………… 14
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 14
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 15
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 15
- 住民票の職権消除…………… 15
- 放置自転車等の保管…………… 15
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃

- 止の届出…………… 15
- 生活保護法の規定による医療機関の指定…………… 15
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 16
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 16
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 16
- 総合評価落札方式一般競争入札の実施（2件）…………… 17
- 一般競争入札の実施（2件）…………… 19

### 公 営 企 業

- 一般競争入札の実施…………… 21
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定…………… 22
- 一般競争入札の実施…………… 22

### 教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 22
- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例に規定する入所承認等の取消しに関する事務取扱要綱…………… 23
- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則…………… 24

### 選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 26
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧…………… 26

### 農 業 委 員 会

- 農政部会の招集…………… 26
- 農地部会の招集…………… 26

## 告 示

### 奈良市告示第695号

奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成24年11月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱の一部を改正する告示  
奈良市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成24年奈良市告示第586号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「次の各号のいずれかに該当する」を「市長が特別の理由があると認める」に改め、同項各号を削る。

### 附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

(平成24年11月1日掲示済)

**奈良市告示第696号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

青和幼稚園擁壁復旧工事ほか15件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を含む市の日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年11月1日掲示済)

**奈良市告示第697号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 都祁中学校建替に伴う建築設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市針町2554番地
- (3) 業務期間 契約の日から平成24年3月29日までとする。
- (4) 業務概要 建築設計業務委託一式 延べ床面積 約2,500㎡
- (5) 予定価格 19,182千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 14,706千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務（建築設計）の登録をしている者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第26号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (3) 平成14年度以降（過去10年間）において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校施設の延べ床面積2,500㎡以上の新築設計業務、増築設計業務（増築部分が延べ床面積2,500㎡以上）又は改築設計業務（改築部分が延べ床面積2,500㎡以上）の元請として履行した実績を有する者であること。
- (4) 当該業務に雇用関係のある次の技術者（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士）を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）  
ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者  
イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年11月1日から平成24年11月29日まで（奈良市の休日を含む市の日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年11月30日 午前9時30分

以下省略

(平成24年11月1日揭示済)

**奈良市告示第698号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 伏見中学校他4校園耐震診断業務委託
- (2) 業務場所 奈良市西大寺野神町一丁目6番1号他
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
- (4) 業務概要 診断業務委託 中学校2棟 小学校4棟 幼稚園1棟 計7棟
- (5) 予定価格 16,046千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 12,584千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務(建築設計)の登録をしている者であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第26号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、雇用関係にある構造設計一級建築士が1名以上所属していること。
- (3) 平成14年度以降(過去10年間)において、国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注した公共建築物の耐震診断業務の元請として履行した実績を有する者であること。
- (4) 当該業務に雇用関係のある次の技術者(建築士法第2条第2項に規定する一級建築士)を配置できること。  
(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)  
ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者  
イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年11月1日から平成24年11月29日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、CDに

よる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年11月30日 午後1時30分

以下省略

(平成24年11月1日揭示済)

**奈良市告示第699号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 京西中学校他2校園耐震診断業務委託
- (2) 業務場所 奈良市平松四丁目3番1号他
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
- (4) 業務概要 診断業務委託 中学校1棟 小学校5棟 幼稚園1棟 計7棟
- (5) 予定価格 14,884千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 11,621千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務(建築設計)の登録をしている者であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第26号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、雇用関係にある構造設計一級建築士が1名以上所属していること。
- (3) 平成14年度以降(過去10年間)において、国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注した公共建築物の耐震診断業務の元請として履行した実績を有する者であること。
- (4) 当該業務に雇用関係のある次の技術者(建築士法第2条第2項に規定する一級建築士)を配置できること。  
(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)  
ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者  
イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年11月1日から平成24年11月29日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)

に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年11月30日 午後4時00分

以下省略

(平成24年11月1日揭示済)

**奈良市告示第700号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 都南中学校他5校園耐震診断業務委託
- (2) 業務場所 奈良市南永井町98番地の1他
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
- (4) 業務概要 診断業務委託 中学校2棟 小学校3棟 幼稚園2棟 計7棟
- (5) 予定価格 14,411千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 11,295千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務(建築設計)の登録をしている者であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第26号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、雇用関係にある構造設計一級建築士が1名以上所属していること。
- (3) 平成14年度以降(過去10年間)において、国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注した公共建築物の耐震診断業務の元請として履行した実績を有する者であること。
- (4) 当該業務に雇用関係のある次の技術者(建築士法第2条第2項に規定する一級建築士)を配置できること。(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)
  - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
  - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年11月1日から平成24年11月30日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年12月3日 午前9時30分

以下省略

(平成24年11月1日揭示済)

**奈良市告示第701号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平城西中学校他5校耐震診断業務委託
- (2) 業務場所 奈良市神功二丁目1番地他
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
- (4) 業務概要 診断業務委託 中学校2棟 小学校5棟 計7棟
- (5) 予定価格 13,503千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 10,571千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務(建築設計)の登録をしている者であること。
- (2) 建築士法(昭和25年法律第26号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、雇用関係にある構造設計一級建築士が1名以上所属していること。
- (3) 平成14年度以降(過去10年間)において、国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注した公共建築物の耐震診断業務の元請として履行した実績を有する者であること。
- (4) 当該業務に雇用関係のある次の技術者(建築士法第2条第2項に規定する一級建築士)を配置できること。(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)
  - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
  - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
  - (1) 日時  
平成24年11月1日から平成24年11月30日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
  - (2) 場所  
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）
- 4 開札の場所及び日時  
奈良市役所 入札室  
平成24年12月3日 午後1時30分

以下省略

(平成24年11月1日揭示済)

**奈良市告示第702号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務名 一条高等学校他2校耐震診断業務委託
  - (2) 業務場所 奈良市法華寺町1351番地他
  - (3) 業務期間 契約の日から平成25年3月29日までとする。
  - (4) 業務概要 診断業務委託 高校2棟 中学校2棟 小学校1棟 計5棟
  - (5) 予定価格 10,902千円（消費税及び地方消費税を除く。）
  - (6) 最低制限基準価格 8,537千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次の条件に定める基準を全て満たすものであること。
  - (1) 平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務（建築設

- 計）の登録をしている者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第26号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、雇用関係にある構造設計一級建築士が1名以上所属していること。
- (3) 平成14年度以降（過去10年間）において、国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注した公共建築物の耐震診断業務の元請として履行した実績を有する者であること。
- (4) 当該業務に雇用関係のある次の技術者（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士）を配置できること。（管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。）
  - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
  - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
平成24年11月1日から平成24年11月30日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所  
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）
- 4 開札の場所及び日時  
奈良市役所 入札室  
平成24年12月3日 午後4時00分

以下省略

(平成24年11月1日揭示済)

**奈良市告示第703号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
あすならホーム西の京	奈良県奈良市六条二丁目20番67号	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成24年2月1日 平成24年2月1日
社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町160番7		

(平成24年11月1日掲示済)

**奈良市告示第704号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成24年11月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
二名第4幹線-63	奈良市二名三丁目1202-2	奈良市二名三丁目1183-2
東登美ヶ丘幹線-39	奈良市押熊町1587-66	奈良市押熊町2123-1
東登美ヶ丘幹線-40	奈良市押熊町1587-65	奈良市押熊町2117
東登美ヶ丘幹線-41	奈良市押熊町1587-65	奈良市押熊町2099-1
あやめ池南幹線-491	奈良市あやめ池南六丁目1135-3	奈良市あやめ池南六丁目1135-15
大安寺第1幹線-229	奈良市南京終町三丁目413-2	奈良市南京終町三丁目413-2
大安寺第1幹線-230	奈良市南京終町三丁目413-2	奈良市南京終町三丁目413-1
大安寺第2幹線-54	奈良市大安寺四丁目1012-11	奈良市大安寺四丁目1012-13
大安寺第2幹線-55	奈良市大安寺三丁目99-3	奈良市大安寺三丁目103-1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成24年11月1日掲示済)

平成24年11月1日

公共下水道管理者 奈良市  
奈良市長 仲川元庸

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成24年11月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市二名三丁目、押熊町、あやめ池南六丁目、南京終町三丁目、大安寺四丁目及び大安寺三丁目の各一部

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第42条の2第1項及び第53条の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市告示第705号**

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105660	奈良市芝辻町四丁目2-9 コーポラス新大宮1階	エルケア株式会社 デイサービス大和路	大阪市北区中崎西2-4-12 梅田センタービル25階	エルケア株式会社	平成24年 11月1日
2970105678	奈良市あやめ池南六丁目8-23 スターハイッあやめ池 103号	スーパーコートあやめ池訪問介護事業所	大阪市西区西本町1丁目5番9号	株式会社 シティー・エステート	平成24年 11月1日
2970105694	奈良市五条西一丁目29-17	茶話本舗デイサービス奈良五条亭	京都府京田辺市三山木高飛44-1	株式会社 ケアフォレスト	平成24年 11月1日
2970105710	奈良市学園朝日元町二丁目527-15	利楽デイサービス奈良学園前	大阪府堺市堺区山本町1-20-1-513	株式会社 ヘルスケアグループ	平成24年 11月1日
2970105645	奈良市三条大路一丁目2-3 コーポ三和新大宮1号館103号	訪問介護クローバー	奈良市高天市町1-1	株式会社 care lab	平成24年 11月1日

2970105702	奈良市南魚屋町20-5	株式会社 ミルク	奈良市七条西町一丁目52番13号	株式会社 ミルク	平成24年11月1日
2970100299	奈良市大宮町六丁目1-11 新大宮第二ビル3F	株式会社 まほろば ケアセンター	奈良市大宮町六丁目1-11 新大宮第二ビル3F	株式会社 まほろば ケアセンター	平成24年11月1日
2970105652	奈良市西木辻町86番地1	はぁーと奈良ヘルパー ステーション	奈良市西木辻町86番地1	株式会社 TOKA コーポレーション	平成24年11月1日
2970105686	奈良市秋篠町1432-1	ヘルパーステーション あきしの	大阪市北区中崎西3丁目3番40号	医療法人 泰山会	平成24年11月1日
2990100162	奈良市鳥見町三丁目11-1	あすならホーム富雄 安心ケアシステム	奈良県大和郡山市宮堂町160-7	社会福祉法人 協同 福祉会	平成24年11月1日

(平成24年11月1日揭示済)

**奈良市告示第706号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条第1項の規定に基づき告示します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成24年11月1日揭示済)

**奈良市告示第707号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年11月1日
- 3 移動対象区域  
近鉄大和西大寺駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・破傷風 (三種混合) ジフテリア・破傷風 (二種混合)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成24年4月10日から 平成25年3月31日まで	別紙のとおり
結核（BCG）	生後3月から生後6月に至るまでの間にある者	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	

- 5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

- 6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

- 7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

- 8 連絡先

奈良市市民生活部 防犯・交通安全課  
電話0742-34-1111代表

(平成24年11月1日揭示済)

**奈良市告示第708号**

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川元庸

麻しん・風しん (MR) 麻しん又は風しん	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの 3 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	平成24年4月10日から平成25年3月31日まで
日本脳炎	1 生後36月から生後90月に至るまでの間にある者 2 7歳6か月以上で平成7年6月1日以降に生まれた者	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	11歳以上13歳未満の者	平成24年7月1日から平成25年3月31日まで
急性灰白髄炎 (ポリオ)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成24年9月1日から平成25年3月31日まで
ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎 (ポリオ)・破傷風 (四種混合)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成24年11月1日から平成25年3月31日まで

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱 (37.5℃以上) を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー (即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応) を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者

【居宅介護支援】

に先天性免疫不全症の者がいる者

- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

- (1) 無料
- (2) 予防接種通知書 (ポリオ・四種混合を除く。) を持参しない者は有料 (全額負担)

5 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成24年11月1日揭示済)

奈良市告示第709号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成24年11月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	



2910102199	奈良市今在家町38	佐保川診療所	奈良市西木辻町200番地	医療法人岡谷会	平成24年9月30日
------------	-----------	--------	--------------	---------	------------

【福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970102170	奈良市六条二丁目7-28	ハッピーデイサービスセンター	奈良市六条二丁目7-7	有限会社 京西ハッピーサービス	平成24年11月1日

(平成24年11月1日揭示済)

奈良市告示第710号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成24年11月2日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号  
平成24年4月13日 奈良市指令都整開 第11A-42号  
平成24年10月1日 奈良市指令都整開 第11A-42-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号  
開発行為 平成24年11月2日 第1331号  
公共施設 平成24年11月2日 第603号
- 開発区域に含まれる地域  
奈良市学園大和町六丁目674番1の一部及び665番5（1工区のみ）
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市堺区甲斐町西一丁目1番31号  
株式会社サンユ-都市開発 代表取締役 松永泰成
- 公共施設の種類、位置及び区域  
(1) 道路

- 奈良市学園大和町六丁目674番1の一部
- 公園
  - 奈良市学園大和町六丁目674番1の一部
  - 下水道
  - 奈良市学園大和町六丁目674番1の一部
  - 調整池
  - 奈良市学園大和町六丁目674番1の一部

(平成24年11月2日揭示済)

奈良市告示第711号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成24年11月2日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成24年11月2日揭示済)

奈良市告示第712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年11月5日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
エルケア株式会社 デイサービス大和路	奈良県奈良市芝辻町四丁目2番9コーポラス新大宮1階	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成24年11月1日
エルケア株式会社	大阪府大阪市北区中崎西2丁目4番12号梅田センタービル25階		平成24年11月1日

(平成24年11月5日揭示済)

奈良市告示第713号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定に

より公告します。

平成24年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 入札に付する事項

項目	概要

業務名称	奈良市子ども条例検討に伴うアンケート調査実施業務
業務内容	アンケート調査の実施及び集計分析
委託期間	契約締結の日から平成25年3月31日まで
契約形式	委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
以下に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年度において奈良市物品購入等指名競争入札参加資格者であること。
- (3) 過去2年間に本市又は他の官公庁（特殊法人、独立行政法人を含む。）の発注において、同等以上の規模のアンケート調査業務を2回以上にわたって行った実績（平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に完了した業務）を有すること。
- (4) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。

3 実施要項等を示す日時及び場所

- (1) 日時  
平成24年11月5日（月）から平成24年11月14日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所  
〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 中央棟1階  
奈良市子ども未来部子ども政策課（担当：企画調整係）

4 入札参加申請

参加しようとする者は、次に示すところにより入札参加申請をするものとする。

- (1) 提出期間  
平成24年11月5日（月）から平成24年11月14日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所  
奈良市子ども未来部子ども政策課（担当：企画調整係）

(3) 提出書類  
下記の書類を提出してください。

- ア 一般競争入札参加申請書
- イ 業務実績調書

(4) 提出方法  
提出場所へ持参又は郵送すること。電子メール及びファクシミリでの提出は認めない。

郵送の場合は、平成24年11月14日（水）必着で提出すること。

5 入札参加資格の確認審査結果通知

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承認書により、承認しないとした者にはその理由を示した入札参加不承認書により、平成24年11月16日（金）までに通知する。

6 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時  
平成24年11月21日（水） 午後1時30分から
- (2) 開札の日時  
入札締め切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所  
奈良市役所 入札室

以下省略

（平成24年11月5日揭示済）

**奈良市告示第714号**

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年11月5日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱（平成22年奈良市告示第165号）の一部を次のように改正する。

別表ジフテリア・百日せき・破傷風（三種混合）の項の前に次のように加える。

ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風（四種混合）	2歳未満	11,735
	2歳以上6歳未満	10,475
	6歳以上	9,825

別記第1号様式中「1 三種混合（1回目・2回目・3回目・追加）」を「1 四種混合（1回目・2回目・3回目・追加）」を「2 三種混合（1回目・2回目・3回目・追加）」に、「2 二種混合」を「3 二種混合」に、「3 ポリオ」を「4 ポリオ」に、「4 麻しん風しん混合」を「5 麻しん風しん混合」に、「5 日本脳炎」を「6 日本脳炎」に、「6 結核」を「7 結核」に改める。

附則

この告示は、平成24年11月5日から施行し、この告示による改正後の奈良市定期予防接種費用助成金交付要綱の規定は、同月1日から適用する。

(平成24年11月5日揭示済)

奈良市告示第715号

奈良農業振興地域整備計画（農業・農村整備計画）及び都祁農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、その案を次のとおり縦覧に供します。

当該農業振興地域整備計画の案について意見がある市民は、平成24年12月4日までに市に意見書を提出することができます。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成24年12月19日までに市にこれを申し出ることができます。

平成24年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 農業振興地域整備計画の案の縦覧期間  
平成24年11月5日から平成24年12月4日まで
- 2 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市観光経済部農林課内

(平成24年11月5日揭示済)

奈良市告示第716号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年11月5日
- 3 移動対象区域  
近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成24年11月5日揭示済)

奈良市告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年11月6日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護ステーション リーベ	奈良県奈良市北之庄町736番地の1 奈良事務機ビル本館1F	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年6月1日 平成24年6月1日
株式会社 a i	奈良県奈良市大安寺一丁目17番13号		

(平成24年11月6日揭示済)

奈良市告示第718号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年11月6日
- 3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成24年11月6日揭示済)

奈良市告示第719号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定により奈良市北登美ヶ丘土地区画整理事業の事業計画の変更（第1回）を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成24年11月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 土地区画整理事業の名称

- 2 奈良市北登美ヶ丘土地区画整理事業  
施行者の住所及び名称  
住所 奈良市西大寺栄町3番7号  
名称 三和建設株式会社
- 3 事業施行期間  
平成24年1月30日から平成25年3月31日まで
- 4 施行地区  
奈良市北登美ヶ丘六丁目の一部
- 5 事務所の所在地  
奈良市西大寺栄町3番7号(三和建設株式会社社内)
- 6 施行認可の年月日  
平成24年1月30日
- 7 事業計画の変更(第1回)認可年月日  
平成24年11月7日
- 8 事業年度  
毎年4月1日より翌年3月31日まで
- 9 公告の方法  
事務所の掲示板に掲示する。  
(平成24年11月7日掲示済)

奈良市告示第720号

奈良市表彰条例(昭和33年奈良市条例第1号)第7条の規定に基づき平成24年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成24年11月7日

奈良市長 仲川元庸

有功表彰の部(10名)

氏名	住所	事績
東久保 耕也	奈良市月ヶ瀬桃香野	条例第3条第1項第2号
北 良晃	奈良市都祁甲岡町	条例第3条第1項第2号
中南 又彦	奈良市白毫寺町	条例第3条第1項第4号
畑中 好夫	奈良市西大寺新町一丁目	条例第3条第1項第5号
中尾 節子	奈良市法蓮町	条例第3条第1項第5号
大川 邁	奈良市押上町	条例第3条第1項第5号
坂上 厚彦	奈良市二名一丁目	条例第3条第1項第6号
古川 高士	奈良市横井一丁目	条例第3条第1項第6号
藤井 伸	奈良市藤原町	条例第3条第1項第6号
中西 伸治	奈良市疋田町一丁目	条例第3条第1項第6号

功労表彰の部(85名、内5名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
柳 世紀子	奈良市六条一丁目	条例第4条第1号

小林 光子	奈良市法蓮町	条例第4条第1号
森岡 浩治	奈良市五条畑二丁目	条例第4条第1号
西澤 善隆	奈良市四条大路二丁目	条例第4条第1号
栞川 郁子	奈良市高畑町	条例第4条第1号
箸尾 享嗣	奈良市西ノ京町	条例第4条第1号
吉田 彰男	奈良市南魚屋町	条例第4条第1号
福本 圭志	奈良市西登美ヶ丘三丁目	条例第4条第1号
渡邊 勉	奈良市左京三丁目	条例第4条第1号
大池 敏満	奈良市四条大路一丁目	条例第4条第1号
栗山 和義	奈良市登美ヶ丘三丁目	条例第4条第1号
山敷 典輝	奈良市納院町	条例第4条第3号
奥 進	奈良市高畑町	条例第4条第3号
吐山 眞	奈良市高畑町	条例第4条第3号
苾阪 憲明	奈良市東笹鉾町	条例第4条第3号
辻本 昭夫	奈良市押小路町	条例第4条第3号
小林 新一	奈良市西新在家町	条例第4条第3号
田村 雅宥	奈良市船橋町	条例第4条第3号
西田 八重子	奈良市杉ヶ町	条例第4条第3号
飯田 正博	奈良市南肘塚町	条例第4条第3号
畑野 秀夫	奈良市登大路町	条例第4条第3号
松本 善平	奈良市三条町	条例第4条第3号
川井 肇	奈良市三条添川町	条例第4条第3号
吉田 敏雄	奈良市芝辻町一丁目	条例第4条第3号
栞谷 紘	奈良市大安寺四丁目	条例第4条第3号
井之上 文男	奈良市大安寺七丁目	条例第4条第3号
南浦 佐吉	奈良市古市町	条例第4条第3号
山根 隆	奈良市東紀寺町二丁目	条例第4条第4号
秋田 久子	奈良市今在家町	条例第4条第4号
藤井 清司	奈良市南袋町	条例第4条第4号

おおや ひさこ 大矢 壽子	奈良市法蓮町	条例第4条第4号	まつだ たかゆき 松田 孝幸	奈良市南永井町甲	条例第4条第5号
そのめ まさよし 染野 昌義	奈良市法蓮町	条例第4条第4号	おおや もとひろ 大矢 元裕	奈良市中畑町	条例第4条第5号
いさか ひろし 猪坂 博司	奈良市三条本町	条例第4条第4号	かわかみ ともほる 川上 朝春	奈良市生琉里町	条例第4条第5号
みやうち むつえ 宮内 睦栄	奈良市青野町	条例第4条第4号	わた ひろゆき 和田 裕行	奈良市中町	条例第4条第5号
おかむら ひろふみ 岡村 啓史	奈良市中登美ヶ丘六丁目	条例第4条第4号	さかもと まさのり 坂本 雅則	奈良市あやめ池南六丁目	条例第4条第5号
もり たかこ 森 孝子	奈良市鳥見町四丁目	条例第4条第4号	なかにし たいぞう 中西 太三	奈良市大宮町二丁目	条例第4条第5号
しよし としこ 所司 トシ子	奈良市鶴舞西町	条例第4条第4号	さきか こういち 阪木 幸一	奈良市鍋屋町	条例第4条第5号
かねだ きめえ 金田 絹枝	奈良市中登美ヶ丘二丁目	条例第4条第4号	きしだ まさあき 岸田 正昭	奈良市東九条町	条例第4条第5号
うすい てるこ 碓井 照子	奈良市朱雀五丁目	条例第4条第4号	なかやぶ としかず 中籾 利一	奈良市南京終町	条例第4条第5号
いけだ ひろゆき 池田 宏之	奈良市左京三丁目	条例第4条第4号	あつも よしひさ 厚母 芳久	奈良市若葉台三丁目	条例第4条第5号
おかだ とし 岡田 登志	奈良県生駒郡三郷町城山台4丁目	条例第4条第4号	よしだ ふみお 吉田 文男	奈良市池田町	条例第4条第5号
おかだ ゆきお 岡田 征夫	奈良市朱雀一丁目	条例第4条第4号	まつだ しげき 松田 成器	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目	条例第4条第6号
かづき しゅうじ 香月 脩二	奈良市学園北二丁目	条例第4条第4号	たうら よしひこ 田浦 良彦	奈良市朝日町二丁目	条例第4条第6号
きたむら えいいち 北村 栄一	奈良市三松ヶ丘	条例第4条第4号	たつみ かつひこ 辰巳 勝彦	奈良県橿原市上品寺町	条例第4条第6号
さかい ともこ 酒井 智子	奈良県生駒郡平群町春日丘2丁目	条例第4条第4号	ふくしま ちづえ 福島 知津恵	奈良市松陽台二丁目	条例第4条第6号
まえだ よねぞう 前田 米造	奈良市高御門町	条例第4条第4号	くらき はるひこ 倉木 晴彦	奈良市古市町	条例第4条第6号
みついえ いくこ 光家 郁子	奈良県生駒市光陽台	条例第4条第4号	いけだ のりこ 池田 範子	奈良市帝塚山南三丁目	条例第4条第6号
むらお すみ 村尾 壽美	奈良県北葛城郡王寺町明神3丁目	条例第4条第4号	やまだ しゅんさく 山田 俊作	大阪府東大阪市金岡3丁目	条例第4条第6号
もりた ひろふみ 森田 博文	京都府木津川市木津川台1丁目	条例第4条第4号	みずもと けいこ 水本 けい子	奈良市川上町	条例第4条第6号
ありち よしあき 有地 義明	奈良市朱雀六丁目	条例第4条第4号	てらくち ふさこ 寺口 二三子	奈良市芝辻町	条例第4条第6号
おおにし まさずみ 大西 正純	奈良市大森西町	条例第4条第4号	とよだ きょうこ 豊田 恭子	奈良市奈保町	条例第4条第6号
くぼた りゅういち 久保田 隆一	奈良市大森西町	条例第4条第4号	善行表彰の部（3名、内1名氏名等公表辞退）		
すぎの まさあき 杉野 正昭	大阪府富田林市津々山台三丁目	条例第4条第4号	氏名	住所	事績
ひらた けいご 平田 圭吾	奈良市大森西町	条例第4条第4号	なかむら まさひろ 中村 正廣	大阪府大阪市東成区東中本2丁目	条例第5条第1号
かわかみ いさむ 川上 勇	奈良県葛城市兵家	条例第4条第4号	いわもと じゅんぞう 岩本 潤三	奈良市右京四丁目	条例第5条第1号
いとう ただみち 伊藤 忠通	奈良市中山町西四丁目	条例第4条第4号	(平成24年11月7日掲示済)		
なかむら たえこ 中村 妙子	大阪府高槻市東城山町	条例第4条第4号	<b>奈良市告示第721号</b>		
みずの まさよし 水野 正好	大阪府東大阪市上石切町1丁目	条例第4条第4号	国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。		
あやむら ひろし 綾村 宏	奈良市西千代ヶ丘二丁目	条例第4条第4号			

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成24年11月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書  
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者  
省略

指定年月日 平成24年11月1日

(平成24年11月8日揭示済)

**奈良市告示第722号**

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1項の規定に基づき告示します。

平成24年11月8日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101878	一般社団法人 日本総合就職 支援協会	630-8126	奈良県奈良市三 条栄町4番1号	フューチャー プレゼンツ	630-8126	奈良県奈良市三 条栄町4番1号	就労継続支援 (A型) 就労継続支援 (B型)

(平成24年11月8日揭示済)

(平成24年11月12日揭示済)

**奈良市告示第723号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月8日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年11月8日
- 3 移動対象区域  
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成24年11月8日揭示済)

**奈良市告示第725号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年11月13日

奈良市長 仲川元庸

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	喜多川 民人	たみと整骨院(喜多川 民人)	奈良県奈良市西木辻町200番地の27	平成24年6月15日
新	喜多川 民人	たみと整骨院三条(喜多川 民人)	奈良県奈良市三条町488番地	

(平成24年11月13日揭示済)

**奈良市告示第724号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月12日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年11月10日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

**奈良市告示第726号**

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年11月13日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
喜多川 愛		柔道整復	平成24年6月15日
たみと整骨院(喜多川 愛)	奈良県奈良市西木辻町200番地の27		

(平成24年11月13日揭示済)

奈良市告示第727号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年11月13日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		廃止した 施 術 の 種 類	廃 止 年 月 日
施術所の名称	施術所の所在地		
木内 康仁		柔道整復	平成24年 10月1日
リフレ鍼灸整骨院（木内 康仁）	奈良県奈良市学園北一丁目8-11かくやビル3F		
笹井 潤		柔道整復	平成24年 10月1日
リフレ鍼灸整骨院（笹井 潤）	奈良県奈良市学園北一丁目8-11かくやビル3F		

(平成24年11月13日揭示済)

奈良市告示第728号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年11月13日

奈良市長 仲川 元庸

指定施術者の氏名		施 術 の 種 類	指 定 年 月 日
施術所の名称	施術所の所在地		
吉田 幸紀		柔道整復	平成24年 10月1日
リフレ鍼灸整骨院（吉田 幸紀）	奈良県奈良市学園北一丁目8-11かくやビル3F		

(平成24年11月13日揭示済)

奈良市告示第729号

下に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条の規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申

立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成24年11月13日

奈良市長 仲川 元庸

以下省略

(平成24年11月13日揭示済)

奈良市告示第730号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成24年11月13日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成24年11月13日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成24年11月13日揭示済)

奈良市告示第731号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年11月14日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年 月 日
よしかわ小児科	奈良県奈良市大宮町四丁目250西岡第一ビル1F	平成24年 9月30日
酒井内科医院	奈良県奈良市南京終町一丁目193-5	平成24年 9月30日

(平成24年11月14日揭示済)

奈良市告示第732号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年11月14日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第733号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成24年11月14日

奈良市長 仲川 元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
酒井内科医院	奈良県奈良市南京終町一丁目193-5	平成24年 10月1日

(平成24年11月14日揭示済)

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
酒井内科医院	奈良県奈良市南京終町一丁目193-5	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導	平成24年9月30日 平成24年9月30日
酒井 基成	奈良県奈良市南京終町一丁目193-5		

(平成24年11月14日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成24年11月14日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市告示第734号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
酒井内科医院	奈良県奈良市南京終町一丁目193-5	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導	平成24年10月1日 平成24年10月1日
医療法人 酒井内科医院	奈良県奈良市南京終町一丁目193-5		

(平成24年11月14日揭示済)

許可を取得している測量・建設コンサルタント等業者であること。

奈良市告示第735号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月15日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

測量設計業務委託(忍辱山町地内・東部第146号線)ほか1件(各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(入札参加者に必要な資格)

(1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の

(3) 業務ごとに別表の参加資格に掲げる等級(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該業務に関して必要な資格を有している、次の技術者を配置できること。(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)

ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者

イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各業務の開札日前日まで(奈良市の休日



を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成24年11月15日揭示済）

**奈良市告示第736号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

近鉄西大寺駅南土地地区画整理事業整備工事（その2）ほか18件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（入札参加者に必要な資格）

- (1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日）を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

（平成24年11月15日揭示済）

**奈良市告示第737号**

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成24年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 奈良市立休日夜間応急診療所新築工事
- (2) 工事場所 奈良市柏木町519番28の一部地
- (3) 工期 契約の日から平成26年1月24日まで
- (4) 工事概要 建築工事一式  
電気設備工事一式  
機械設備工事一式  
昇降機設備工事一式  
外構工事一式  
造成工事一式
- (5) 予定価格 183,020千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 調査基準モデル型算出価格 156,147千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2者による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その構成員が次の各号に定める基準をすべて満たしているものであること。

- (1) 平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がAに格付されていること。
- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。  
ア 代表者（監理技術者を1名以上専任で配置）  
イ 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。  
ロ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。  
ハ 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係に

- ある者であること。
- イ 代表者以外の構成員（監理技術者又は主任技術者を1名以上専任で配置）
  - (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
  - (イ) 監理技術者にとっては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
  - (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者が出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図面等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア及びイの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

- ア 施工計画について
- イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
 

平成24年11月15日から平成25年1月11日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 場所
 

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室  
平成25年1月15日 午前9時30分

以下省略

(平成24年11月15日揭示済)

奈良市告示第738号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成24年11月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 JR奈良駅東口駅前広場及び市道中部第

626号線整備工事

- (2) 工事場所 奈良市三条本町地内
- (3) 工期 契約の日から平成26年3月28日まで
- (4) 工事概要 JR奈良駅東口駅前広場整備工事  
建築工事一式  
土木工事一式  
市道中部第626号線整備工事一式
- (5) 予定価格 498,611千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 調査基準モデル型算出価格 430,452千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築一式工事の資格を有する建設業者2者による特定建設工事共同企業体であって、その構成員が次の条件に定める基準をすべて満たすものであること。

(1) 代表者（1者）

ア 奈良市内に営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定によるものであって、かつ、当該営業所が本市における入札参加資格を有する者に限る。以下同じ。）を有していること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における建築一式工事の総合評定値が1,200点以上であり、特定建設業の許可を有していること。

ウ 社団法人日本鉄道施設協会認定の工事管理者等の資格を有し、西日本旅客鉄道株式会社が行う講習を受講している工事管理者及び社団法人日本鉄道施設協会が認定する列車見張員を必要に応じて配置できること。

エ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できること。（配置予定技術者は、複数名分を提出することができますが、総合評価方式における落札者決定基準のうち、配置予定技術者の実績の評価に当たっては、技術提案書等で提出された配置予定技術者のうち、最も低い評価となる者の評価点となります。）

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(2) 代表者以外の共同企業体構成員（1者）

ア 奈良市内に本店を有し、平成24年度の競争入札参加資格建築一式工事の等級が「A」に格付されていること。

イ 次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に1名以上専任で配置できること。

(配置予定技術者は、複数名分を提出することができます。)

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

(ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

(3) 全構成員

ア 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(4) 技術提案書の提出

入札参加者は、市長の定める様式により、入札説明書及び別添図書等を参考として、適切な施工計画を立案し、次のア、イの内容を示した技術提案書を市長に提出すること。

ア 施工計画について

イ 企業の施工能力等について

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年11月15日から平成25年1月30日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。また、CDによる貸出しも行います。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年1月31日 午前9時30分

以下省略

(平成24年11月15日揭示済)

奈良市告示第739号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年11月15日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 長寿命化計画に伴う佐保川第一処理分区管きょ調査・診断業務委託

(2) 業務場所 奈良市佐保川第一処理分区地内

(3) 業務期間 契約の日から平成25年3月25日までとする。

(4) 業務概要 管きょ内洗浄工 [昼間] L=11,330m  
本管TV調査工 [昼間] (調査、報告書)

L=11,330m

取付け管TV調査工 [昼間] (調査、報告書) 880箇所

調査、原因、診断、報告書 一式

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成24年度において奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建設コンサルタント業務(下水道部門)の登録があり、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 奈良市内に本店又は営業所(当該営業所が本市における入札参加資格を有する者に限る。)を有していること。

(2) 平成20年度以降において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団又は事業団)が発注した契約金額2,000万円以上の下水道管路長寿命化計画策定業務又は同計画策定のための調査業務を元請として履行した実績を有する者であること。

(3) 当該業務に次の技術者を配置できること。(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)

ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者

イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

(4) 当該業務に「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」又は「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」を所有する酸素欠乏危険作業主任者を配置できること。

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成24年11月15日から平成24年12月20日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(仕様書等は、貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成24年12月21日 午前9時30分

以下省略

(平成24年11月15日揭示済)

奈良市告示第740号

自動販売機設置に係る市有財産の貸付けについて、次の

とおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年11月15日

奈良市長 仲川 元 庸

第1 入札に付する事項

- 1 件名 自動販売機設置に係る市有財産の貸付
- 2 貸付期間 平成25年1月7日から平成28年1月6日まで
- 3 貸付物件 下表のとおり

物件番号	所在地	設置場所	貸付面積	設置台数	最低貸付料
②	西部生涯スポーツセンターコート	クラブハウス前	1.33㎡	1	480,240円
	南部生涯スポーツセンター体育館	1階ロビー	1.79㎡	1	
	東福祉センター	1階階段前	1.33㎡	1	
	東福祉センター	1階階段前	0.88㎡	1	
	西福祉センター	1階ラウンジ	1.58㎡	1	
	西福祉センター	1階ラウンジ	0.88㎡	1	
	南福祉センター	自販機コーナー	1.24㎡	1	
	南福祉センター	自販機コーナー	1.33㎡	1	
	南福祉センター	自販機コーナー	0.88㎡	1	
	北福祉センター	手洗い横	1.33㎡	1	
	北福祉センター	手洗い横	0.88㎡	1	
	都祁福祉センター	ロビー	0.89㎡	1	

- (1) 貸付面積は、自動販売機の放熱余地・転倒防止板等の面積及び回収ボックスの面積の合計です。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。

- (5) 最低貸付料は、3年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。
- (6) 最低貸付料は、光熱水費等を除いた額です。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次のいずれにも該当しない法人であること。

- (1) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する3年以上の実績を有しない者
- (2) 市税(奈良市外の事業者にあつては国税)を滞納している者
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中である者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (5) 施行令第167条の4の規定に該当する者
- (6) 次のいずれかに該当する者で、その事実があつた後3年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。
  - ア 奈良市との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 奈良市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が奈良市と契約を締結すること又は奈良市との契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により、奈良市が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて奈良市との契約を履行しなかった者
  - カ アからオのいずれかに該当する者で、その事実があつた後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員

第3 一般競争入札参加申込書及び一般競争入札実施要領の配布場所並びに配布期間

- 1 配布場所 奈良市総務部管財課(奈良市二条大路南一丁目1番1号 北棟5階)
- 2 配布期間 平成24年11月15日(木)から同年12月4

日(火)まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

第4 入札参加申込みの方法

1 一般競争入札参加申込書に必要事項を記載し、第2の資格をみたす者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、直接持参により提出すること。

(1) 提出期間 平成24年11月15日(木)から同年12月4日(火)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 提出場所 第3の1に同じ。

2 受付期間に申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

3 入札参加申込みを行った者には、一般競争入札参加資格審査結果通知書を平成24年12月6日(木)までに発送します。

第5 入札説明及び現地説明会

実施しません。

第6 質疑に関する事項

一般競争入札実施要領等に関して質疑のある場合は、指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、電子メールにより提出してください。

1 提出先 第3の1に同じ。

メールアドレス kanzai@city.nara.lg.jp

2 受付期間 平成24年11月15日(木)から同年11月22日(木)午後5時まで

3 回答日 平成24年11月27日(火)

すべての質問と回答を取りまとめ、奈良市ホームページ上に掲載します。

第7 入開札に関する事項

1 入札方法 持参入札

(1) 入札書は、1法人につき1通とします。

(2) 入札書は、封筒に入れて封印し、封筒中央に「入札書」の文字及び物件番号、封筒裏面に事業者の商号又は名称を記入してください。

(3) 落札決定にあたっては、貸付期間中(3年間)の貸付料の総額(消費税及び地方消費税を除く。)をもって落札価格としますので、入札書にはその金額を記載してください。

2 入開札の日時

平成24年12月17日(月)午後1時30分

入札完了と同時に開札します。

3 入開札の場所

奈良市役所 西棟1階 入札室

以下省略

(平成24年11月15日揭示済)

## 公 営 企 業

### 奈良市水道局告示第47号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成24年11月1日

奈良市水道事業管理者

池田 修

1 入札に付する事項

管工事、奈良市法華寺町地内ほか4件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局業務部経理課(設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年11月1日揭示済)

## 奈良市水道局告示第48号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成24年11月8日

奈良市水道事業管理者  
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社 吉川設備	代表取締役 吉川 洋二	奈良県生駒郡三郷町 信貴ヶ丘三丁目7-1	平成24年 11月5日

(平成24年11月8日揭示済)

## 奈良市水道局告示第49号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成24年11月15日

奈良市水道事業管理者  
池田修

## 1 入札に付する事項

送・配水管工事、奈良市紀寺町地内ほか2件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成24年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (6) 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

## 3 設計図書等を示す日時及び場所

## (1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定す

る市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 場所

水道局業務部経理課（設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。）

## 4 開札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

## 5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成24年11月15日揭示済)

## 教育委員会

## 奈良市教育委員会告示第19号

平成24年11月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成24年11月1日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

## 1 日時

平成24年11月7日（水）

午後1時30分から

## 2 場所

奈良市役所 北棟3階 教育委員会室

## 3 会議に付すべき事件

教育長報告

- (1) 平成24年度12月補正予算要求について
- (2) 平成24年度「なら教育の日」記念集会について
- (3) 平成25年（平成24年度）奈良市成人式について
- (4) 第65回優良公民館表彰の受賞について
- (5) 平成24年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰について
- (6) 奈良市立学校におけるいじめや人権侵害が疑われる事象報告について
- (7) 市長専決処分報告について
- (8) 平成24年度奈良市教職員研修運営協議会委員の委嘱及び任命について
- (9) 奈良市教育相談運営協議会設置要項の一部改正及び平成24年度奈良市教育相談運営協議会委員の委嘱及び任命について
- (10) 奈良市幼保再編基本計画（案）に対する意見募集の結果について

議事

議案第34号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例に関する意見について

議案第35号 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例施行規則の制定について

議案第36号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例に規定する入所承認等の取消しに関する事務取

扱要綱の制定について

議案第37号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部改正について

議案第38号 奈良市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱の一部改正について

議案第39号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [奈良市公民館24施設]

議案第40号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [奈良市黒髪山キャンプフィールド]

議案第41号 公の施設の指定管理者の候補者の選定について [上深川歴史民俗資料館]

議案第42号 平成24年度奈良市少年指導委員の解嘱及び委嘱について

議案第43号 奈良市立小・中学校通学区区域検討委員会委員の委嘱について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 10月～11月

傍聴受付は、開催日の午後0時30分から午後1時20分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成24年11月1日揭示済)

奈良市教育委員会告示第20号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例に規定する入所承認等の取消しに関する事務取扱要綱を次のように定める。

平成24年11月13日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例に規定する入所承認等の取消しに関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例(平成15年奈良市条例第9号。以下「条例」という。)第5条に規定する入所承認等の取消しを実施するに当たり、条例及び奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成24年奈良市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入所承認等の取消しの基準)

第2条 バンビーホームに入所している児童の保護者が条例第6条に規定する児童育成料を三箇月分以上滞納しているときは、退所指導を行うものとする。

2 バンビーホームに入所している児童の保護者が前項に規定する指導に従わないときは、入所承認等の取消しを行うものとする。

3 奈良市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、バンビーホームに入所している児童、保護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、入所承認等を取り消すものとする。

(1) バンビーホームの建物、備品等を破壊すること。

(2) バンビーホームに入所している児童、保護者、指導員等に対する暴言その他の不穏当な言動をすること。

(3) バンビーホームに入所している児童、保護者、指導員等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(誓約書)

第3条 バンビーホームに入所している児童の保護者が児童育成料を三箇月分以上滞納しているときは、教育委員会が実施する児童育成料の納付に関する相談指導等に従い、児童育成料を早急に納付し、納付しなかった場合においては、バンビーホームを退所する旨の誓約書(別記第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による入所承認等の取消しに関する告示の規定は、平成25年4月分以後の児童育成料の滞納について適用し、平成25年3月以前の児童育成料の滞納については、なお従前の例による。

別記

第1号様式(第3条関係)

誓約書

(あて先) 奈良市教育委員会

日  
月  
年

住所

氏名

電話

(平成24年11月13日揭示済)

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年11月13日

奈良市教育委員会  
委員長 杉江雅彦

奈良市教育委員会規則第7号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成24年奈良市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号イ中「午前8時30分」を「午前8時」に改める。

第4条中「末日」を「26日」に改め、同条に次のただし

書を加える。

ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日に納入しなければならない。

別記第1号様式中「次のとおり、バンビーホームに入所(バンビーホームを転所)したいので申請します。」を「次のとおり、バンビーホームに入所(バンビーホームを転所)したいので申請します。また、入所に当たっては、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例、奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則及び奈良市放課後児童健全育成事業施設条例に規定する入所承認等の取消しに関する事務取扱要綱(平成24年奈良市教育委員会告示第20号)の規定を遵守することを誓約します。」に、「自宅電話番号」「自宅電話番号」「携帯電話番号」に、

学校 經由欄	担任	教頭	校長	指導員 確認印	受付年月日	年 月 日	を
					入所年月日	年 月 日	

入所希望月(希望する月を記入してください。ただし、希望月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	入所年月日	年 月 日	に、
														受付年月日	



に入所できると は限りません。)																									年	月	日
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

指導員確認欄

「市長」を「教育委員会」に改める。  
別記第2号様式中

申請理由																						
緊急時の連絡先	続柄	氏 名					住 所					電話番号							を			

申請理由																						
利用希望月（希望する月 を記入してください。た だし、希望月から利用で きるとは限りません。）		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	に、								
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		月							
緊急時の連絡先	続柄	氏 名					住 所					電話番号										

「市長」を「教育委員会」に改める。  
別記第5号様式中

学 校 経 由 欄	担 任		教 頭		校 長		を削る。
-----------	-----	--	-----	--	-----	--	------

別記第7号様式中

変更事項	変更前											変更後											を

変更事項	変更前											変更後											に		
氏 名																									
住 所																									
電 話 番 号																									
勤務先（保 護者名）																									
入所希望月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1		2	3
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		月	月
そ の 他																									

改める。

## 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成24年11月13日揭示済)

**選挙管理委員会****奈良市選挙管理委員会告示第16号**

平成24年12月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成24年12月3日から平成24年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年11月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

## 縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成24年11月1日揭示済)

**奈良市選挙管理委員会告示第17号**

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成24年12月3日から平成24年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成24年11月1日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

## 縦 覧 場 所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟3階

選挙管理委員会事務局内

(平成24年11月1日揭示済)

**農 業 委 員 会****奈良市農業委員会告示第20号**

奈良市農業委員会平成24年11月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成24年11月2日

奈良市農業委員会

農政部会長 山 口 弘

## 1 日時

平成24年11月9日（金） 午後1時30分

## 2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

## 3 案件

議題 (1) 農業に関するアンケートの実施について

(2) 農業相談会の実施について

報告 (1) なら農業委員会だより第55号の編集について

その他

(平成24年11月2日揭示済)

**奈良市農業委員会告示第21号**

奈良市農業委員会平成24年11月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成24年11月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 岡 田 善 至

## 1 日時

平成24年11月14日（水） 午後1時30分

## 2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

## 3 審議案件

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

(2) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について

(3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

(4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（10月専決処理分）

(5) 水田・畑地造成形質変更届出について（10月専決処理分）

(6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて

(7) 知事許可について（10月許可分）

(8) 非農地証明について（10月分）

(平成24年11月7日揭示済)